

愛知県・名古屋市をゲートウェイとしたインバウンド向け観光ルートの発信業務委託 公募要領

1 業務概要

(1) 目的

広域連携観光地域づくり実行委員会（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、一般社団法人長野県観光機構、一般社団法人ツーリズムとよた、中部国際空港株式会社、一般社団法人中部経済連合会）は、2019年のラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックといった国際的なスポーツイベントが控えており、インバウンドの増加や日本への関心が高まり、中部地域の持つ自然、文化、伝統等の魅力を知っていただく絶好の機会となることから、国内外の外国人向けに英語による情報発信を実施する。

このため、愛知県・名古屋市をゲートウェイとする長野県南信州エリア、岐阜県東美濃エリア、愛知県名古屋市・豊田市・奥三河の各エリア、三重県東紀州エリアの観光資源やルートについて、英語による動画の制作および紹介記事を外国人旅行者がよく利用する Web 媒体に掲載することで、当該地域の認知度向上および、外国人旅行者の誘客を図ることを目的とする。

(2) 業務名

愛知県・名古屋市をゲートウェイとしたインバウンド向け観光ルートの発信業務

(3) 業務内容

別紙「愛知県・名古屋市をゲートウェイとしたインバウンド向け観光ルートの発信業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託金額の上限

金 7,000,000 円（消費税および地方消費税（税率 10%）含む）

(5) 契約期間

契約締結の日から 2020 年 2 月 28 日（金）まで

2 応募資格

応募の資格者は、外国人旅行者（英語圏対象）を対象とした WEB を活用した情報発信事業において優れた企画力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす法人その他の団体とする。

- (1) 広域連携観光地域づくり実行委員会（以下、委員会）の参加団体のいずれかの入札参加資格者名簿に登載されており、指名停止処分を受けていないこと
- (2) 消費税及び委員会参加団体の地方税を滞納していないこと
- (3) 本件に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと
- (4) 破産者で復権を得ない者でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと

3 応募方法

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式、原則 A4 サイズ）

仕様書を熟読の上、以下の項目について、外国人の視点で提案してください。

<記載内容>

- ・3つの広域観光ルートの各テーマについて（その理由も記載）
- ・取材する観光地について（任意様式の行程表で提案すること）
- ・訴求する媒体や掲出方法ならびに見込まれる効果
- ・事業全体の運営体制について

② 企画提案書の要約版（A4 サイズ 1枚にまとめたもの）

③ 参加資格確認申請書

④ その他参考資料

- ・提案者のパンフレット（会社概要等）
- ・同種の実績を示すもの（任意）

(2) 見積書

各項目の内訳、課税または非課税の別を記載して、代表者氏名および代表者印を押印の上、提出してください。

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※上記（1）③、④は正本1部で可

(4) 提出期限

2019年5月22日（水）15時

(5) 提出先およびプレゼンテーション会場

〒461-0008

名古屋市東区武平町5丁目1番地

名古屋栄ビルディング10階

広域連携観光地域づくり実行委員会（一般社団法人中部経済連合会内）

担 当 山田

電 話 052-962-8091

ファックス 052-962-8090

電子メール t.yamada@chukeiren.or.jp

(6) 提出方法

郵送（書留郵便により（4）提出期限までに必着のこと）または持参（持参については担当と日程調整を行うこと）

(7) 企画提案書の内容についての質問の受付および回答

① 質問の受付期間

2019年5月15日（水）15時（厳守）

② 質問の提出

当企画提案に関する質問は、3（5）記載の担当まで電子メールにて提出してください。また、電子メール送信後に電話にて着信を確認してください。

③質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きなどの条件に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

④質問に対する回答

いただいた質問には、2019年5月17日（金）17：00までに一般社団法人中部経済連合会のホームページに回答を掲載させていただきます。

（８）注意事項

- ・企画提案は、1 応募者につき 1 点とする
- ・企画提案に要する費用は、応募者の負担とする
- ・提出された企画提案書は返却しない

4 選定方法等

（１）選定手順

別に設定する選定委員会において、期限までに提出された企画提案書のプレゼンテーションを提案者から受けた後に内容を審査し、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。なお、審査は非公開で行い、審査の経過などに関する問い合わせには応じません。また、異議申し立ても一切認めません。

（２）審査方法

提出された企画提案書に基づく提案者によるプレゼンテーションを行い、説明終了後に質疑応答を行います。なお、プレゼンテーション開始時間および詳細については、別途連絡します。

（３）通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知します。

（４）契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、委員会と受託契約を締結します。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとしませんが、協議により内容を変更する場合があります。

5 スケジュール（予定）

2019 年 5 月 8 日（水）	受託者募集の実施に関する公示
5 月 22 日（水）	企画提案書提出締切日
6 月上旬	事業者によるプレゼンテーション
	選定委員会開催、受託候補者決定
7 月上旬	契約締結

以上